

《沿革》

戦後、国の政策による食糧増産政策に沿って、耕地整理、土地改良事業の啓発及び推進を図るため、昭和3年に本会の前身である「岩手県耕地協会」が設立されました。

その後、土地改良法の制定に伴い、昭和27年「岩手県土地改良協会」に改称し、昭和32年の同法改正を受け、昭和33年4月25日に「岩手県土地改良事業団体連合会」として設立認可(農林省指令33農地第1469号)をされ、今日に至っております。

《目的》

会員の行う土地改良事業に関する技術的指導・支援、教育・情報提供、調査・研究等によって土地改良事業の適切な実施と会員団体の効率的な運営の確保を目的としております。また、国・県の行う事業に対する協力も行っております。

《性格》

土地改良事業団体連合会(以下「連合会」)は、その名称が示すように、土地改良事業を行う団体(市町村・土地改良区等)の協同組織(連合会)として「土地改良法」に基づき設立された団体です。

土地改良事業を行う事業主体では、事務・技術職員を充実させ、事業促進及び運営に必要な情報資料の収集、予算の確保、土地改良施設の維持管理など多岐に亘る業務執行が求められます。

これらの複雑化する課題を解決するために、土地改良事業施行団体が、自らの協同組織として設立した団体です。

連合会は、土地改良法により法人とされており、その目的や業務内容、組織形態等から広義の公法人とされ、税法上も非課税団体として位置づけられています。

《会員の状況》

県内全ての市町村と土地改良区が加入しています※。

※県内の市町村数：33、県内の土地改良区数：42

《 目 次 》

《業務の概要》

- 1 土地改良区の運営基盤強化の支援・・・・・・・・・・ P 1
- 2 会計指導員が行う指導監査・・・・・・・・・・ P 1
- 3 適正化事業・・・・・・・・・・ P 2
- 4 ほ場整備事業調査計画業務・・・・・・・・・・ P 5
- 5 換地・確定測量・・・・・・・・・・ P 7
- 6 ため池調査・氾濫解析業務・・・・・・・・・・ P10
- 7 ため池ハザードマップ作成業務・・・・・・・・・・ P11
- 8 ため池廃止計画業務・・・・・・・・・・ P12
- 9 災害支援業務・・・・・・・・・・ P13
- 10 農業集落排水事業・・・・・・・・・・ P15
- 11 多面的機能支払交付金・・・・・・・・・・ P18
- 12 小水力等再生可能エネルギー他・・・・・・・・・・ P21
- 13 UAV（ドローン）の活用・・・・・・・・・・ P23
- 14 スマート農業に向けた提案・・・・・・・・・・ P25
- 15 水土里情報システム・・・・・・・・・・ P26
- 16 ため池サポートセンター業務・・・・・・・・・・ P30
- 17 その他の業務・・・・・・・・・・ P31

《組織の概要》

- 組織図と各課・室の業務概要・・・・・・・・・・ P34
- 業務登録及び資格取得状況・・・・・・・・・・ P35